

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成19年12月6日(2007.12.6)

【公開番号】特開2006-151424(P2006-151424A)

【公開日】平成18年6月15日(2006.6.15)

【年通号数】公開・登録公報2006-023

【出願番号】特願2004-342342(P2004-342342)

【国際特許分類】

B 6 5 D 77/04 (2006.01)

B 6 5 D 5/60 (2006.01)

B 6 5 D 79/00 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 77/04 C

B 6 5 D 5/60 A

B 6 5 D 79/00

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月23日(2007.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

略直方体形状の第一の容器と、前記第一の容器に収納される第二の容器と、からなり、前記第二の容器は、少なくともその一面に凹部を有し、

前記第一の容器は、最も大きな面の少なくともいずれか一方が、当該面の一部を内側に折り込むための切り込み部を有し、

前記第一の容器を開封後、前記切り込み部を切断して第一の容器の一部を折り込むことにより、当該折り込まれた切り込み部が突起として前記第二の容器の凹部に係合することを特徴とする第一の容器と第二の容器との組合せ。

【請求項2】

前記第二の容器は、当該第二の容器の長手方向に対して交差する方向に前記凹部を有し、

前記第一の容器における前記折り込み部は、前記第一容器の長手方向に対して交差する方向における両端を含まない位置に設けられることを特徴とする請求項1に記載の第一の容器と第二の容器との組合せ。

【請求項3】

前記第一の容器は、最も小さな面のいずれか一方側、または、二番目に小さな面のいずれか一方側が開封可能であり、

前記第一の容器における前記折り込み部は、前記第一の容器に前記第二の容器を収納した際に、開封可能とされた側に最も近い前記第二の容器の凹部と係合する位置に設けられることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の第一の容器と第二の容器との組合せ。

【請求項4】

前記第一の容器は、最も小さな面のいずれか一方側、または、二番目に小さな面のいずれか一方側が開封可能であり、

前記第一の容器は、開封可能とされた側に対して逆向きに凸である形状の前記切り込み

部を有していることを特徴とする請求項 1 乃至請求項 3 のいずれか一項に記載の第一の容器と第二の容器との組合せ。

【請求項 5】

少なくとも一面に凹部を有する小型容器を収納する略直方体形状の容器であって、

最も大きな面の少なくともいずれか一方は、当該面の一部を内側に折り込むための切り込み部を有し、

容器を開封後、前記切り込み部を切断して容器の一部を折り込むことにより、当該折り込まれた切り込み部が突起として前記小型容器の前記凹部に係合することを特徴とする容器。